

## IMPULSE コンソーシアム運営会則

改定 令和4年6月29日

改定 令和3年6月04日

改定 令和2年6月10日

改定 平成30年6月1日

制定 平成29年2月21日

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程(17規程第44号)に基づいて設置する、IMPULSE コンソーシアムの運営等に必要な事項について、次のように運営会則(以下「本会則」という。)を定める。

### 第1章 総則

(設置)

**第1条** 国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)エレクトロニクス・製造領域に、IMPULSE コンソーシアム(以下「本コンソーシアム」という。)を設置する。

(目的)

**第2条** 本コンソーシアムは、高電力効率大規模データ処理の実用化を目指す企業等が社会・産業ニーズの変化と技術動向を踏まえたロードマップを議論し共有する場を提供することを通じて、エネルギーに制約されずにデータを利活用できる社会の実現とそのバックボーン技術を先導することを目的とする。

**第3条** 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業(以下「事業」という。)を行う。

- 一 大規模データの蓄積と利用状況の把握および社会ニーズ・産業ニーズを踏まえたトレンド予測
- 二 将来の大規模データセンター、次世代コンピューティングやポスト5G/6Gおよび、本コンソーシアムの目的に関連する技術の動向調査
- 三 ロードマップの策定および研究開発課題への落とし込み
- 四 本コンソーシアムの活動成果の広報
- 五 その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(会員の種類)

**第4条** 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの趣旨に賛同した次の各号に掲げる者（以下「会員」という。）で組織する。

- 一 高電力効率大規模データ処理の実用化を目指した研究開発、事業化又は調査を行い、第14条第1項第1号に定める会費を納入する国内の法人（以下「法人会員」という。）。
- 二 高電力効率大規模データ処理に関わる研究開発を行い、第14条第1項第2号に定める会費を納入する国内外の大学又は公的研究機関（以下「非営利法人会員」という。）。
- 三 国内外の大学又は公的研究機関に所属し高電力効率大規模データ処理に関わる研究開発又は調査に従事する研究者個人（以下「個人会員」という。）。

(入退会等)

**第5条** 本コンソーシアムに入会を希望する者は、会員の種類、会員名、法人会員及び非営利法人会員の担当者氏名、個人会員の所属、住所、本コンソーシアムの目的達成に向けた活動内容、その他本コンソーシアムが定める事項（以下「届出事項」という。）を記入した入会申込書（別紙様式第1）と秘密保持の誓約書（別紙様式第4）を事務局経由で会長に提出し、幹事会で承認を得なければならない。

- 2 前項で提出した入会申込書の記載事項に変更があった場合は、変更があった日から起算して30日以内に変更届（別紙様式第2）を事務局経由で会長に提出しなければならない。
- 3 退会を希望する会員は、その理由を明記した退会届（別紙様式第3）を事務局経由で会長に提出しなければならない。この場合、退会以前に納付した第14条第1項に規定する会費は返還しない。また、会費の未納又は不足の場合には、これを完納しなければならない。
- 4 会員が次のいずれかに該当するものと認められるとき、会長は当該会員と協議の上、必要な場合は幹事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。
  - 一 相当の理由なくして第14条第1項に規定する会費の滞納があるとき
  - 二 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき
  - 三 本コンソーシアムの目的を逸脱した行為のあったとき
  - 四 本コンソーシアムの他の会員の利益や名誉を棄損する行為のあったとき
  - 五 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき

(会員の権利及び義務)

**第6条** 会員は、第3条に定める事業に参加する権利を有するほか、次の各号に定める権利を有する。

- 一 法人会員と非営利法人会員は、第10条に定める総会（以下「総会」という。）に参加

し、議決権を行使する権利を有する。なお、議決権は1法人当たり1とする。また、個人会員は総会に出席できるが、議決権は有しない。

- 二 本コンソーシアムが主催する事業のうち、特に総会で定めるもの以外については、無料で参加する権利を有する。
- 2 会員は、次の各号に定める義務を負う。
    - 一 法人会員は、第14条第1項第1号に規定する会費を負担するものとする。
    - 二 非営利法人会員は、第14条第1項第2号に規定する会費を負担するものとする。
    - 三 法人会員及び非営利法人会員は、第14条第2項の規定に基づき、総会で臨時費の徴収が議決された場合、それを負担するものとする。
    - 四 本コンソーシアムの目的を達成するため、本コンソーシアムが進める事業への協力
    - 五 本会則、本コンソーシアムの定める規約、その他本コンソーシアムの運営に関わる諸規程等又は総会の議決の順守

### 第3章 役員及び事務局

(役員)

**第7条** 本コンソーシアムに、次に掲げる役員を置く。

- 一 会長1名 産総研のエレクトロニクス・製造領域長又は産総研に所属する職員のうちエレクトロニクス・製造領域長が指名した者とする。
  - 二 幹事若干名 会長が指名し、総会で承認を得た者とする。なお、幹事のうち1名は産総研の職員とし、幹事を代表する主幹事とする。
- 2 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。
  - 3 会長が欠けたとき、又は事故のあるときは、会長があらかじめ指名した幹事はその職務を代行する。
  - 4 幹事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
  - 5 幹事は、会長を補佐する。
  - 6 初回の総会において幹事が決定するまでの間については、会長が幹事の業務を代行するものとする。
  - 7 会長が、本コンソーシアムの円滑な運営に支障があると特に認めた時は、幹事を解任できる。

(アドバイザー)

**第8条** 本コンソーシアムにアドバイザー若干名を置くことができる。

- 2 アドバイザーは、幹事会の承認を得たうえで会長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、本コンソーシアムの運営に関して会長の諮問に応える。また、本コンソーシアムが主催する事業に参加し、意見を述べることができる。

- 4 アドバイザーが次のいずれかに該当するものと認められるとき、幹事会の議決を経て、解嘱することができる。
  - 一 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき
  - 二 本コンソーシアムの目的を逸脱した行為のあったとき
  - 三 本コンソーシアムの他の会員の利益や名誉を棄損する行為のあったとき

(事務局)

- 第9条** 産総研エレクトロニクス・製造領域 連携推進室に本コンソーシアムを運営するための事務局を置く。
- 2 事務局長は、エレクトロニクス・製造領域 連携推進室に所属する産総研職員のうち会長が指名する者とする。
  - 3 事務局は、次の各号に定める業務を行う。
    - 一 会員及び入会希望者の入退会業務
    - 二 本コンソーシアムの事業計画案の策定業務
    - 三 本コンソーシアムの会員及び関連機関との連絡調整業務
    - 四 本コンソーシアムの出納管理業務
    - 五 本コンソーシアムの事業の実施に係る業務
    - 六 総会及び幹事会等の開催に係る業務
    - 七 その他、本コンソーシアムの運営に必要と認められる業務

#### 第4章 総会、幹事会、分科会

(総会)

- 第10条** 会長は、次の各号に定める事項を決議するため、年1回総会を開催し、その議長となる。
- 一 事業計画及び第14条に規定する運営費に係る収支予算
  - 二 事業報告及び第14条に規定する運営費に係る収支決算
  - 三 幹事の承認
  - 四 その他、運営に関する重要事項
- 2 総会は、議決権を有する法人会員と非営利法人会員の過半数の賛成で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 3 法人会員と非営利法人会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって議長に委任することにより、議決権を行使することができる。
  - 4 会長は、必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(幹事会)

- 第11条** 本コンソーシアムを効率的に進めるため、運営事項を審議、議決する幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、会長、幹事、事務局長で構成する。
- 3 幹事会は、会長又は事務局長のいずれかの要求で開催され、会長が議長となる。
- 4 幹事会は、構成員の過半数の出席を以て成立する。
- 5 幹事会の議決は、出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(分科会)

**第12条** 本コンソーシアムの事業を効率的に進めるため、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の設置を希望する会員は、分科会の名称、分科会代表の候補者名、分科会の活動内容、分科会の設置理由、その他必要な事項を、事務局を通じて会長に文書で申請する。
- 3 分科会の設置の可否は、幹事会で決するものとする。

## 第5章 会計

(会計年度)

**第13条** 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(運営費等)

**第14条** 本コンソーシアムの運営費は、会員からの会費を以て充てる。

- 一 法人会員の一会計年度の会費は消費税を含み、15万円とする。
  - 二 非営利法人会員の一会計年度の会費は消費税を含み、5万円とする。
- 2 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行おうとする場合には、幹事会で評議し総会で議決のうえ、法人会員と非営利法人会員から臨時費を徴収することができる。

(予算及び決算)

**第15条** 予算及び決算は、事務局で立案する。

- 2 事務局は、当該年度の予算案及び決算案を作成し、幹事会の承認を得た後、総会に提出し承認を得るものとする。

## 第6章 情報等について

(情報の取扱い)

**第16条** 本事業において、開示されるすべての情報は、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、コンソーシアム内で開示することができる。

- 2 本事業において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合は、第5条に規定する誓約書の定めによるものとする。ただし、第12条の規定に基づく分科会設置の場合については、当該開示に係る者において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示

情報の取り扱いを定めることを原則とする。

- 3 産総研が本事業において会員から秘密として特定する情報の開示を受ける場合、産総研は誓約書に定める秘密保持義務と同等の義務を負うものとする。
- 4 本コンソーシアムの活動によって得られた情報は会員の合意の上で公開することができる。
- 5 本コンソーシアムの検討会の検討結果に関しては、産総研エレクトロニクス・製造領域に置かれた次世代コンピューティング基盤戦略会議の委員およびアドバイザーに開示することができる。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

- 第 17 条** 会員は、前条及び第 12 条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産（産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはならない。
- 2 前条の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、当該情報を含む発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等での定めによるものとする。

## 第 7 章 補則

(解散)

- 第 18 条** 本コンソーシアムの解散は、本コンソーシアムの目的が達成されたと認められる場合、あるいは運営が困難となった場合等に、会長が総会の議決を得てこれを行うものとする。

(会則の改廃)

- 第 19 条** 本会則の改廃は、幹事会の審議を経た後、総会の議決を経てこれを行う。

(設置期間)

- 第 20 条** 本コンソーシアムの設置期間は、平成 32 年 3 月 31 日までとする。ただし、総会において事業継続が議決された場合、1 年間更新するものとし、それ以降も同様とする。

(協議)

- 第 21 条** 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、幹事会の決議をもって円満にこれを解決するものとする。

#### **附則**

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

#### **附則**

平成30年6月1日 総会において誓約書変更が承認されたことに伴い、別紙様式第4誓約書2-2項を変更。

この会則は、平成30年6月1日から施行する。

#### **附則**

令和2年6月10日 総会において、検討対象追加、検討対象追加に応じた事業表記の整理、産総研組織変更に対応した修正、会費の変更が承認されたことに伴い、対応する項を変更。

この会則は、令和2年6月10日から施行する。

#### **附則**

令和3年6月4日 総会において、情報の取扱いについての追記が承認されたことに伴い、対応する項を追記。

この会則は、令和3年6月4日から施行する。

#### **附則**

令和4年6月29日 総会において、表記変更が承認されたことに伴い、対応する表記を修正。

この会則は、令和4年6月29日から施行する。

別紙様式第 1

令和 年 月 日

入会申込書

IMPULSE コンソーシアム

会長名

所属

氏名

印

IMPULSE コンソーシアムに入会したく、会則第 5 条第 1 項に基づき、下記のとおり申請  
します。

記

1. 会員の種類（法人会員、非営利法人会員、個人会員の別）
2. 会員名
3. 法人会員・非営利法人会員の担当者氏名（所属・役職）、個人会員の所属・役職
4. 住所
5. 連絡先（Tel、e-mail）
6. IMPULSE コンソーシアムの目的達成に向けた活動内容
7. 会費請求先（法人会員、非営利法人会員のみ）

以上

別紙様式第2

令和 年 月 日

変更届

IMPULSE コンソーシアム

会長名

所属

氏名

届出事項の変更がありましたので、IMPULSE コンソーシアム会則第5条第2項に基づき、下記のとおり変更内容を届出します。

記

1. 変更する届出事項（法人会員の担当者氏名・連絡先・会費請求先等の別）
2. 変更内容

以上

別紙様式第3

令和 年 月 日

退会届

IMPULSE コンソーシアム

会長名

所属

氏名

IMPULSE コンソーシアムを退会いたしたく、会則第5条第3項に基づき、下記のとおり退会理由を届出します。

記

1. 退会理由

以上

誓約書

IMPULSE コンソーシアム

会長名

所属

担当者氏名 署名及び印

(個人会員にあっては氏名 署名及び印)

IMPULSE コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という）への参加に当たり、会則第5条第1項に則り、本コンソーシアムの事業において産総研及び他の会員から開示される秘密情報の取り扱いについて下記を誓約します。

記

1. 産総研及び他の会員（以下「開示者」という）から開示された秘密情報は、本コンソーシアムの事業の範囲内でのみ使用するものとし、目的外の使用はいたしません。
- 2-1. 開示者から開示された秘密情報は、厳に責任を持って秘密を保持するものとし、当該開示者の書面による事前の承諾なくして第三者（下記2-2項に定める親会社及び子会社を除く）に開示いたしません。ただし、当該秘密情報は、本コンソーシアムの事業に必要な範囲内で、産総研及び他の会員に再開示ができるものとし、再開示する場合には、当該秘密情報が秘密を保持すべき事項であることを明示いたします。また産総研又は本コンソーシアムの他の会員（以下、他の会員等という）から、当該他の会員等以外の会員及び産総研の秘密情報の再開示を受けた場合、当該秘密情報の開示者から直接に開示を受けたものとみなし、本誓約に定める秘密情報として取り扱うことといたします。
- 2-2. 開示された秘密情報は、本コンソーシアムの事業に携わる自己の役職員並びに自己が書面で特定する親会社（会員の議決権付株式の過半数を直接または間接に保有する会社をいう）及び子会社（会員が議決権付株式の過半数を直接または間接に保有する会社をいう）に対してのみ開示するものとし、開示に際し、当該秘密情報が秘密を保持すべき事項であることを明示するとともに、自己が本誓約に基づき負うと同様の義務を当該

役職員および当該親会社及び子会社が負うことにつき一切の責任を負います。なお、親会社及び子会社の特定にかかる書面は予め会長に提出いたします。

3. 開示された秘密情報について瑕疵があった場合でも、開示者は本コンソーシアムおよびその会員に対し瑕疵担保責任を含む一切の責任を負わないものとし、それらについて一切の明示又は黙示の保証を求めません。
4. 開示された秘密情報を含む発明、考案、又は意匠の創作等をなしたときは、直ちに開示者に対し通知し、権利の帰属、取扱い等について別途協議の上決定することといたします。
5. 開示を受けた秘密情報について、自己の責めに帰すべき事由により秘密情報を漏洩した場合には直ちに開示者に通知し、秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講じて秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽くします。
6. 本誓約書の有効期間は本コンソーシアム会員である期間であり、上記2・4については会員でなくなった日から3年間、上記3については会員でなくなった後も有効に存続することを承知します。また、会員でなくなったときには、開示者からの特段の指示がない限り、速やかに開示された秘密情報の全て（複製物を含む）を開示者に返却又は破棄するものとし、当該秘密情報を使用しません。
7. なお、本誓約書に記載がない事項に関し疑義を生じた場合は、当事者間で協議の上、互譲協調の精神をもってその解決にあたります。

以上

---

i ここでのいう秘密情報とは、技術上、事業上及びその他一切の情報であって、次に該当するものをいう。

産総研及び会員から本コンソーシアムの事業実施に係り開示された情報であって、秘密である旨の表示がなされている資料（書類、電子データを格納した電子媒体等の有体物及び電子メールを含む）に記録されたもの、又は口頭で開示され、かつ開示に際し秘密である旨明示され、開示後 30 日以内に書面で会長および開示を受けた者に対して通知されたもの。

---

ただし、次に該当することが客観的に立証できる情報は、含まないものとする。

- ・ 開示を受ける前に既に保有し、又は第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していたもの。
- ・ 開示を受ける前に既に公知又は公用となっているもの。
- ・ 開示を受けた後に、当事者の責によらず公知となったもの。
- ・ 開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく適法に入手したもの。
- ・ 書面により開示者の事前の承諾を得たもの。
- ・ 開示された秘密情報に基づかず、独自に開発したもの。